2026年11月20日

各 位

会 社 名： 株式会社Ｉ－ｎｅ
代表者名： 代表取締役社長CEO　大 西 洋 平
（コード番号：4933 東証プライム）
問合せ先： 取締役執行役員CFO　原　義 典
電話番号： 06-6443-0881

会 社 名： ジャンボ株式会社
代表者名： 代表取締役　仲田 真紀子

ジャンボ株式会社による株式会社Ｉ－ｎｅ（証券コード：4933）
の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

ジャンボ株式会社は、本日、株式会社Ｉ－ｎｅの株券等を別添のとおり公開買付けにより取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

以　上

本資料は、ジャンボ株式会社（公開買付者）が、株式会社Ｉ－ｎｅ（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第１項第４号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）
2026年11月20日付「株式会社Ｉ－ｎｅ（証券コード：4933）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2026年11月20日

各　位

会 社 名：　ジャンボ株式会社
代表者名：　代表取締役　仲田 真紀子

株式会社Ｉ－ｎｅ（証券コード：4933）の株券等に対する
公開買付けの開始に関するお知らせ

ジャンボ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、本日、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場（以下「東京証券取引所プライム市場」といいます。）に上場している株式会社Ｉ－ｎｅ（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び新株予約権を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1.　本公開買付けの内容

（１）対象者の名称

株式会社Ｉ－ｎｅ

（２）買付け等をする株券等の種類

①　普通株式

②　新株予約権（下記(i)乃至(v)の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といい、本新株予約権の所有者を、以下「本新株予約権者」といいます。）

（ⅰ）2019 年５月７日開催の対象者臨時株主総会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第３回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2021 年５月９日から 2029 年５月７日まで）

（ⅱ）2023 年３月１日開催の対象者取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第５回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2024 年３月 16 日から 2028 年３月 15 日まで）

（ⅲ）2024 年４月 18 日開催の対象者取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第６回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2025 年５月９日から 2029 年５月８日まで）

（ⅳ）2025 年４月 23 日開催の対象者取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（以下「第７回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2026 年５月 14 日から 2030 年５月 13 日まで）

（ⅴ）2025 年７月３日開催の対象者取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権

（以下「第８回新株予約権」といいます。）（行使期間は 2029 年４月１日から 2035 年７月 30 日まで）

（３）買付け等の期間

2026 年 11 月 24 日（火曜日）から 2027 年１月８日（金曜日）まで（30 営業日）

（注）金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第８条第１項及び行政機関の休日に関する法律第１条第１項第３号に基づき 2026 年 12 月 29 日及び 30 日は、行政機関の休日となるため、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）に算入しておりませんが、公開買付代理人による本公開買付けに応募する株主又は本新株予約権者（以下「応募株主等」といいます。）からの応募の受付けは、公開買付期間に算入されていない 2026 年 12 月 29 日及び 30 日にも行われます。

（４）買付け等の価格

①　普通株式１株につき、金 2,248 円（以下「本公開買付価格」といいます。）

②　新株予約権

（ⅰ）　第３回新株予約権１個につき、金１円

（ⅱ）　第５回新株予約権１個につき、金１円

（ⅲ）　第６回新株予約権１個につき、金１円

（ⅳ）　第７回新株予約権１個につき、金１円

（ⅴ）　第８回新株予約権１個につき、金１円

（５）買付予定の株券等の数

買付予定数	7,857,969 株
買付予定数の下限	― 株
買付予定数の上限	― 株

（６）決済の開始日

2027 年１月 18 日（月曜日）

（７）公開買付代理人

株式会社ＳＢＩ証券　　東京都港区六本木一丁目６番１号

2.　本公開買付けの目的の概要

公開買付者は、対象者の株券等を取得及び所有することを主たる目的として、2026 年 10 月 26 日付で設立された株式会社であり、本日現在、ジャンボホールディングス株式会社（以下

「公開買付者親会社」といいます。）がその発行済株式の全てを所有しております。公開買付者親会社は、2026 年 10 月 26 日付で設立された株式会社であり、公開買付者の株式を所有することを主たる目的としており、その発行済株式の全てを、インテグラルホールディングス株式会社（以下「インテグラル HD」といいます。）が所有しております。なお、本日現在、公開買付者、公開買付者親会社、インテグラル HD、インテグラル HD の発行済株式の全てを所有するインテグラル・グループ株式会社（以下「インテグラル・グループ」といいます。）、インテグラル・グループがその発行済株式の全てを所有するインテグラル株式会社（以下、インテグラル HD、インテグラル・グループ及びインテグラル株式会社を個別に又は総称して「インテグラル」といいます。）並びにインテグラル・グループの子会社及び関連会社その他公開買付者に対する出資に関わる法主体は、対象者株式を所有しておりません。

インテグラルは日本国内の上場企業・未公開企業等に投資するエクイティ投資会社です。社名である「インテグラル」とは、『積分、積み重ね』を意味し、投資先企業と信頼関係を構築し、持続的な企業価値の向上に資する施策を積み重ねていくという長期的視野に立ったエクイティ投資を行うことを理念としており、『経営と同じ目線・時間軸』をもって投資先企業と共に歩み、投資先の事業方針を尊重して企業価値の最大化に向けて経営・財務の両面での最適な経営支援を行うことを方針としております。インテグラルは、2007 年９月の創業からこれまでキュービーネットホールディングス株式会社、スカイマーク株式会社、株式会社シノケングループ、株式会社ダイオーズ、旭化成メディカル株式会社、株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン等、計 40 件の投資実績（本日現在）を有し、企業価値向上に向けた経営・財務の両面でのサポートを行ってまいりました。インテグラルは、コスト削減やオペレーションの効率化のみによる短期的な利益の追求ではなく、長期的な視野に立った投資やリソース配分を行い、永続的な事業の成長・発展を目指しております。Ｍ＆Ａ業務及び会社のマネジメントに従事し、それらの高度な専門的知識を有する者が集まった国内独立系の投資会社として、日本企業のマネジメント層の特性を十分に理解・尊重しながら、投資先企業の企業価値向上を最優先した成長戦略促進の支援に全力で取り組んでおります。

今般、公開買付者は、東京証券取引所プライム市場に上場している対象者株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募株主（以下に定義します。以下同じです。）が所有する本不応募株式（以下に定義します。以下同じです。）を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者株式を非公開化するための一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、本日付で本公開買付けを実施することを決定いたしました。

また、本取引はいわゆるマネジメント・バイアウト（ＭＢＯ）に該当し、対象者の代表取締役社長ＣＥＯであり第２位株主である大西洋平氏（所有株式数：2,600,400 株（注１）、所有割合（注２）：14.54%。以下「大西氏」といいます。）は、本取引後も継続して代表取締役社長ＣＥＯとして対象者の経営にあたることを予定しております。

なお、大西氏が本取引後も継続して対象者の経営にあたるに際して、対象者は、再発防止策において整理した役員人材要件及び導入した外部専門機関による第三者アセスメントの結果をもとに、2026年12月に開催予定の指名報酬委員会で審議し、取締役として再評価することを想定しているとのことです。

（注１）本日現在の大西氏の所有株式数（2,668,600株）から、本日現在残存する本譲渡予約権（以下に定義します。）の目的となる株式数（68,200株）を除いたものを記載しています。以下、大西氏及び本不応募株主の所有株式数について同様です。なお、大西氏は、2019年４月25日付譲渡予約権設定契約書（以下「本譲渡予約権契約」といいます。）に基づき、対象者の従業員（以下「本譲渡予約権者」といいます。）に対して、対象者株式に係る譲渡予約権（以下「本譲渡予約権」といいます。）を付与しているところ、本譲渡予約権契約において、本譲渡予約権者は、大西氏に対して、本譲渡予約権を行使することにより、大西氏が保有する対象者株式の一部を一定の価額で本譲渡予約権者に譲渡するよう請求することができる旨が定められており、本日現在残存する本譲渡予約権はいずれも行使可能とのことです。

（注２）「所有割合」とは、対象者が2026年11月11日に公表した「2026年12月期　第３四半期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2026年９月30日現在の対象者の発行済株式総数（17,797,210株）に、対象者から報告を受けた同日現在残存し行使可能な本新株予約権6,080個（注３）の目的となる対象者株式の数（91,400株）を加算した株式数から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（241株）を控除した株式数（17,888,369株）に対する割合をいい、その計算において小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、所有割合の計算において同じとします。

（注３）公開買付者が、対象者より報告を受けた同日現在残存し行使可能な本新株予約権（6,080個、目的となる対象者株式の数（91,400株））の内訳は以下のとおりです。

本新株予約権の名称	個数	目的となる対象者株式の数
第３回新株予約権	340個	34,000株
第５回新株予約権	853個	8,530株
第６回新株予約権	3,032個	30,320株
第７回新株予約権	1,855個	18,550株

本公開買付けに際し、公開買付者は、本日付で、大西氏及びその資産管理会社であり、対象者の筆頭株主である株式会社ＣＯＨ（以下「ＣＯＨ」といいます。）（所有株式数：7,430,000株、所有割合：41.54%）（以下、ＣＯＨ及び大西氏を総称して「本不応募株主」といいます。）との間で公開買付不応募契約（以下「本不応募契約」といいます。）を締結し、本不応募株主が所有する対象者株式の全て（所有株式数：10,030,400株、所有割合：56.07%。以下「本不

応募株式」といいます。（注４））について本公開買付けに応募しないこと等を合意しております。

（注４）上記（注１）のとおり、大西氏は、本日現在、本譲渡予約権契約に基づき、本譲渡予約権者に対して本譲渡予約権を付与しているところ、本不応募株主の所有株式数は、本日現在の大西氏の所有株式数（2,668,600 株）から、本日現在残存する本譲渡予約権の目的となる株式数（68,200 株）を除いた上で算出しています。もっとも、本不応募契約において、本不応募株主は、公開買付期間中に本譲渡予約権が行使されなかった本譲渡予約権の目的となる対象者株式については、本公開買付けに応募しない義務を負担しているため、公開買付期間中に本譲渡予約権の全部が行使されない場合、本不応募株主が不応募義務を負う株式数は 10,030,400 株よりも増加します。

また、ＣＯＨは、本不応募契約において、対象者が実施する本自己株式取得対象株式（以下に定義します。）の取得（以下「本自己株式取得」といいます。）に応じて、その所有する対象者株式の一部（以下「本自己株式取得対象株式」といいます。）を売却することを合意しており、本自己株式取得における自己株式取得の対価は、ＣＯＨが所有する対象者株式１株当たり 1,550 円（以下「本自己株式取得価格」といいます。）とすることを予定しております。公開買付者は、本自己株式取得を実施するために必要な資金を確保することを目的として、必要に応じて、自ら又は対象者をして、出資を実施させることを予定しております。なお、ＣＯＨにおいて、法人税法（昭和 40 年法律第 34 号。その後の改正を含みます。）に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、本自己株式取得に応じた場合の税引後手取り額が、仮にＣＯＨが本公開買付けに応募した場合に得られる場合の税引後手取り額と同額又はそれ以下の額となるように本自己株式取得価格を設定しているため、本自己株式取得は公開買付価格の均一性規制（法第 27 条の２第３項）の趣旨に反するものではないと考えております。

3. 公開買付け後の組織再編等の方針

公開買付者は、本公開買付けにより、対象者株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、対象者に対し、以下の方法により、対象者の株主を公開買付者及び本不応募株主のみとし、対象者株式を非公開化することを目的とした一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）の実施を要請することを予定しております。なお、本公開買付けに応募された対象者株式数によっては、第１回株式併合（以下に定義します。）により対象者の株主をＣＯＨのみ又は本不応募株主のみとし、公開買付者が端数合計株式（以下に定義します。）を買い受ける可能性もあります。

具体的には、公開買付者は、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以

下「会社法」といいます。）第180条に基づき、本株式併合（以下に定義します。以下同じです。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、本公開買付けの決済の完了後速やかに対象者に要請する予定です。なお、公開買付者及び本不応募株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。また、本日現在においては、本臨時株主総会の開催日は、2027年３月上旬頃を予定しております。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合により株式の数に１株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下、同じです。）に相当する対象者株式（以下「端数合計株式」といいます。）を公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることになります。

端数合計株式の売却価格については、公開買付者は、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（但し、公開買付者、本不応募株主及び対象者を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うよう対象者に要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者及び本不応募株主が対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（但し、公開買付者、本不応募株主及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数が１株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。なお、対象者は、本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのことです。また、本公開買付けに応募された対象者株式数によっては、第１回株式併合により対象者の株主をＣＯＨのみ又は本不応募株主のみとし、公開買付者が端数合計株式を買い受ける可能性もあります。

なお、本公開買付けの成立後の対象者株式の併合（以下「第１回株式併合」といいます。）の効力発生日の前日において、公開買付者又は大西氏が所有する対象者株式数を上回る数の対象者株式を所有する株主（公開買付者及びＣＯＨを除きます。）（以下「多数所有株主」といいます。）が生ずることが合理的に否定できない場合、第１回株式併合後に公開買付者及び本不応募株主以外に対象者の株主が存在することを可及的に避け、本スクイーズアウト手続の安定性を高めるため、ＣＯＨ又は大西氏が、公開買付者の要請に従い、第１回株式併合の効力発生前を効力発生時として、所有する対象者株式の一部を、それぞれ大西氏又はＣＯＨに対し貸し付ける貸株取引を実施する予定です。また、第１回株式併合の効力発生後において、多数所有株主が存在する場合は、対象者において有価証券報告書提出義務の免除を受けた後、公開

買付者及び本不応募株主は、本スクイーズアウト手続の一環として、ＣＯＨ及び大西氏のいずれか一方が、公開買付者に対し、第２回株式併合（以下に定義します。）の効力発生前を効力発生時として、自らが所有する対象者株式の一部を、貸し付ける貸株取引を行った上で、再度対象者株式の併合（以下「第２回株式併合」といい、第１回株式併合と併せて「本株式併合」といいます。）を行うことを含む、対象者の株主を公開買付者及び本不応募株主のみとするための手続を実施することを予定しております。なお、第２回株式併合においては、多数所有株主に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該多数所有株主が所有していた対象者株式の数（但し、第１回株式併合における対象者株式の併合の割合に基づく形式的な調整を行う予定です。また、第１回株式併合により端数となった部分を除きます。）を乗じた価格と同一となるよう算定する予定です。

株式併合に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定としては、本株式併合により株式の数に１株に満たない端数が生じるときは、会社法第 182 条の４及び第 182 条の５その他の関係法令の定めに従って、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（但し、公開買付者、本不応募株主及び対象者を除きます。）は、対象者に対してその所有する株式のうち１株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が会社法上定められております。

上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（但し、公開買付者、本不応募株主及び対象者を除きます。）の所有する対象者株式の数は１株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主の皆様（但し、公開買付者、本不応募株主及び対象者を除きます。）は、上記申立てを行うことができることになる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

なお、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案の承認が得られない場合であっても、公開買付者は、最終的に対象者株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式を含み、対象者が所有する自己株式及び本不応募株式を除きます。）を取得し、対象者株式の非公開化を行う方針であることから、本公開買付けにおける応募状況や当該時点における対象者の株主の所有状況及び属性、市場株価の動向並びに本臨時株主総会における議決権行使比率等も踏まえた上で、本株式併合に係る議案が対象者の株主総会において現実的に承認される水準に至るまで、新たな公開買付け又は市場内での買付け若しくは市場外での相対取得の方法（但し、法令上可能な方法に限ります。）により、対象者株式を追加取得し、対象者株式の非公開化を目指す予定です。当該追加取得に関しては、公開買付者は、対象者が株式併合又は株式分割等、支払う対価の調整を要する行為を行わない限り、本公開買付価格と同一の価格（2,248 円）により、対象者株式を取得する方針です。このような追加取得の具体的な時期及び方法並びにその後の株主総会による本株式併合に係る議案の承認までに要する期間については、市況等の諸事情によるため現時点では決定することができませんが、公開買付

者としては実務上可能な限り速やかに本株式併合が実施されるように最大限努める予定です。

上記の手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様（但し、公開買付者、本不応募株主及び対象者を除きます。）に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定される予定です。

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにおいて本新株予約権の全てを取得できず、かつ、本新株予約権が行使されず残存した場合には、対象者に対して、本新株予約権の取得及び消却、本新株予約権者の皆様による放棄の勧奨等、本取引の実行に合理的に必要な手続を実施することを要請し、又は実施する予定です。対象者は、当該要請を受けた場合には、これに協力する意向とのことです。

以上の場合における具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と公開買付者との間で協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様の賛同を勧誘するものでは一切ありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

4.　上場廃止等となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの成立後に、上記「3.　公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しておりますので、その場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。

その他、本公開買付けの具体的内容は、本公開買付けに関して公開買付者が 2026 年 11 月 24 日に提出する公開買付届出書をご参照ください。公開買付届出書は、EDINET（https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/）にて縦覧に供されます。

以　上

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、さらに米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国の居住者である株主（法人株主を含みます。）の場合はその常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付け等に関する書類（その写しを含みます。）を、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。